

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
◎高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
◎高知県税条例の一部を改正する条例	3
◎高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	7
◎高知県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	8
◎高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例	8
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	8

公布された条例のあらまし

◆職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

- 1 条例改正の目的
新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための国家公務員の特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の特例を定めることとした。

- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する条例及び改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用することとした。

◆高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

- 1 条例改正の目的
特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）が施行されたことを考慮し、県が法人の事業税と併せて賦課徴収を行う特別法人事業税及びこれに附帯する徴収金に関する証明事務に係る手数料を新たに徴収することとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

- 1 条例改正の目的
地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、県民税、法人の事業税、県たばこ税及び延滞金の割合の特例について必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
 - (1) 県民税
 - ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に規定する敷地分割組合について、収益事業課税とすること。（第32条及び第33条）
 - イ 令和3年度以後の各年度分の個人の県民税の非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えること。（第32条の2）

- (2) 法人の事業税
国税における連結納税制度の見直しに伴う所要の措置を講ずること。（第47条から第49条まで、第49条の3、第53条、第57条、第59条の2、第62条の3及び第63条並びに付則第11条から第12条の2まで及び第13条の2）

- (3) 県たばこ税
葉巻たばこの課税方式について、次に掲げる措置を講ずること。（第90条の3）
 - ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算すること。
 - イ 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算すること。

- (4) 延滞金の割合の特例について、次のとおり見直しを行うこと。（付則第5条）
法人の県民税又は法人の事業税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合

の特例は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とすること。

- (5) 関係条例について、延滞金、延滞利子又は延滞利息の割合の特例に係る規定の整理を行うこと。(附則第10項から第19項まで関係)
- (6) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和3年1月1日から施行する。ただし、2の(3)のイは令和2年10月1日から、2の(3)のロは令和3年10月1日から、2の(2)は令和4年4月1日から、2の(1)のイは規則で定める日から施行することとした。

◆高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第35号)

1 条例改正の目的

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令(平成27年総務省令第73号)が一部改正されたことを考慮し、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設用設備の新増設をした認定事業者に対する県税の特例措置の適用要件としての当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る知事の認定の期限の延長をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用することとした。

◆高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第36号)

1 条例改正の目的

県民の利便の増進、行政事務の効率化等を図るため、国の個人情報保護委員会が定めている情報連携の対象となる独自利用事務の事例となっている事務のうち、県の機関において個人番号及び特定個人情報を利用することとする事務の追加等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第37号)

1 条例改正の目的

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第38号)

1 条例改正の目的

子育て支援対策臨時特例交付金が追加して交付されること等に伴い、基金を充てることができる事業を拡充するとともに、基金の設置期間を3年間延長を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例(高知県条例第39号)

1 条例改正の目的

国が定める豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針が全部変更され、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく豚熱の発生を予防するための都道府県知事によるワクチン接種命令が可能となったことを考慮し、豚熱のワクチン接種に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第40号)

1 条例改正の目的

租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第114号)等の施行により租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)が一部改正されたことに伴い、同令の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第32号

職員の給与に関する条例及び警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

17 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下この項において同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で次の各号に掲げるものに従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たりそれぞれ当該各号に定める額の特殊勤務手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。)に接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業(次号に掲げる作業を除く。) 3,000円

(2) 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業 4,000円

(3) 患者等が滞在する宿泊施設において、患者等が使用した物件を処理する作業、長時間にわたり連絡調整を行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業 3,000円

(4) 患者等から採取した検体を直接取り扱う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業 580円

(5) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着したおそれのある物件を処理する作業、患者等からの検体の採取場所等の消毒を行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業(第3号に掲げる作業を除く。) 290円

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

17 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。第1号において同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業で次の各号に掲げるものに従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たりそれぞれ当該各号に定める額の特殊

勤務手当を支給する。

(1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下この項において「患者等」という。)に接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業(次号に掲げる作業を除く。) 3,000円

(2) 患者等の身体に接触して行う作業又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれらに準ずると認める作業 4,000円

(3) 留置施設において、患者等が使用した物件を処理する作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業 3,000円

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例及び第2条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(この条例の失効)

2 この条例は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条の規定による指定の効力が失われる日限り、その効力を失う。
(経過措置)

3 前項の規定によるこの条例の失効の際現に支給されていない特殊勤務手当については、同項の規定によるこの条例の失効後も、なお従前の例により支給するものとする。



高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第33号

高知県証明事務手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県証明事務手数料徴収条例(昭和31年高知県条例第48号)の一部を次のように改正する。

付則第2項の見出し中「地方人特別税」を「地方人特別税及び特別法人事業税」に改め、同項中「行われた」を「行われた間又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)に基づき特別法人事業税の賦課徴収等が行われる」に、「又は地方人特別税」を「、地方人特別税又は特別法人事業税」に、「若しくは地方人特別税」を「、地方人特別税若しくは特別法人事業税」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第34号

高知県税条例の一部を改正する条例

第1条 高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第90条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定について

は、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。
第90条の3第2項の表を次のように改める。

区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ	1 グラム 1 グラム 2 グラム
2 かみ用の製造たばこ	2 グラム
3 かぎ用の製造たばこ	2 グラム

第90条の3第4項中「第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ」を「第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」に改める。
第92条の2第3項の表を次のように改める。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

第2条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「第53条第1項、第2項、第4項若しくは第19項」を「第53条第1項、第2項若しくは第31項」に改め、同条第3号中「第53条第22項若しくは第23項」を「第53条第34項若しくは第35項」に改める。

第32条第4項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第32条の2第1項中「県民税」を「、県民税」に改め、同項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第33条第3号中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第37条中「同条第1項及び第3項から第12項まで」を「同条第1項及び第3項から第11項まで」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第34条第2項、第7項及び第12項」を「第34条第2項、第6項及び第11項」に改める。

第47条第1項の表中「もの（法人税法別表第2）」を「もの（同法別表第2）」に改め、「（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「第23条第1項第4号の5」を「第23条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第48条第1項中「同条第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項」を「同条第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項」に改め、同条第2項中「申告納付する場合においては」を「申告納付する場合には」に改め、「又は個別帰属法人税額（法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「連結事業年度（法第53条第2項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）」を「事業年度」に、「6月の期間中」を「6月経過日（同条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日までの期間中」に、「当該連結事業年度」を「当該事業年度」に、「6月の期間に」を「6月経過日の前日までの期間に」に改め、同条第4項中「第75条第5項」を「第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号」に、「処分があった場合又は」を「処分があった場合（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があったものとみなされた場合を含む。）」に、「提出した場合には」を「提出した場合（同法第75条の2第11項第4号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）」又は同条第11項第5号若しくは第6号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失った場合には、法第53条第51項に規定する総務省令で定めるところにより」に改め、同条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を削り、同条第8項中「第53条第22項又は第23項」を「第53条第34項又は第35項」に、「第53条第1項、第2項、第4項又は第19項」を「第53条第1項、第2項又は第31項」に、「第53条第22項若しくは第23項」を「第53条第34項若しくは第35項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項を同条第7項とし、同条第10項を削る。

第49条第1項中「若しくは個別帰属法人税額」を削り、「これらを」を「これを」に改め、「若しくは法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された連結法人税額に係る個別帰属法人税額（以下この条において「確定個別帰属法人税額」という。）」を削り、「同条第2項に規定する予定申告に係る連結法人の」を「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る」に改め、「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「第53条第1項、第4項又は第19項」を「第53条第1項又は第31項」に改め、「又は確定個別帰属法人税額」を削り、同条第3項中「若しくは個別帰属法人税額」及び「若しくは確定個別帰属法人税額」を削り、「これらを」を「これを」に改め、同条第4項中「様式によって」を「様式により」に改め、同条第5項中「第53条第1項、第2項、第4項又は第19項」を「第53条第1項、第2項又は第31項」に改める。

第49条の2第1項中「以下この節」を「以下この項」に、「第53条第23項」を「第53条第35項」に改める。

第49条の3を削る。

第53条第2項中「その事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「同項に規定する6月経過日の前日」に改める。

第57条第2項中「若しくは個別帰属益金額及び個別帰属損金額」を削る。

第59条の2第3項中「様式によって」を「様式により」に改め、同条第6項第1号中「当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日（法第72条の26第1項に規定する6月経過日をいう。次号において同じ。）の前日」に改め、同項第2号中「事業年度開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日の前日」に、「その開始の日から6月の期間の末日」を「6月経過日の前日」に改める。

第62条の2第1項中「及び次条第1項」を削り、同項ただし書中「第53条第23項」を「第53条第35項」に改める。

第62条の3を削る。

第63条第1項中「法人、連結申告法人」を「法人、通算法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する通算法人をいい、通算子法人（同条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この項において同じ。））にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人（同条第12号の6の7に規定する通算親法人をいう。）の事業年度終了の日に終了するものに限る。第2号において同じ。）」に改め、同項第2号中「連結申告法人」を「通算法人」に改める。

第63条の4中「様式によって」を「様式により」に改める。

付則第5条第1項中「第48条第8項」を「第48条第6項」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「第48条第9項及び第10項並びに」を「第48条第7項及び」に、「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項又は第2項」に、「における延滞金の額の計算において、その」を「において、延滞金の額の」に、「端数が」を「端数を」に、「これを」を「当該端数を」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項又は前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、第1項又は前項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

付則第6条中「第48条第9項及び第10項並びに」を「第48条第7項及び」に改める。

付則第11条中「又は各連結事業年度分」を削る。

付則第12条第1項中「又は個別帰属法人税額」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第2項中「連結事業年度」を「通算親法人事業年度」に改め、「、法第52条第2項第3号に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第4項中「又は連結法人税額」を削り、同条第5項中「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削る。

付則第12条の2第1項中「第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に、「第53条第24項から第27項まで及び第28項（同条第30項（同条第31項）を「第53条第36項から第39項まで及び第40項（同条第41項（同条第42項）に、「及び同条第31項」を「及び同条第42項」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

付則第13条の2第1項中「又は同法第121条第1項の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するもの」を削る。

第3条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第90条の3第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

第4条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第90条の3第7項及び第8項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第9項を削る。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定及び附則第8項の規定 令和2年10月1日

(2) 第3条の規定及び附則第9項の規定 令和3年10月1日

(3) 第2条中高知県税条例第26条、第47条、第48条、第49条及び第49条の2第1項の改正規定、同条例第49条の3を削る改正規定、同条例第53条第2項、第57条第2項、第59条の2及び第62条の2第1項の改正規定、同条例第62条の3を削る改正規定並びに同条例第63条第1項の改正規定並びに同条例付則第5条第1項の改正規定（「第48条第8項」を「第48条第6項」に改める部分に限る。）、同条第2項の改正規定（「第48条第9項及び第10項並びに」を「第48条第7項及び」に改める部分に限る。）並びに同条例付則第6条、第11条、第12条、第12条の2及び第13条の2第1項の改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 令和4年4月1日

(4) 第4条の規定 令和4年10月1日

(5) 第2条中高知県税条例第32条第4項及び第33条第3号の改正規定 規則で定める日
(延滞金に関する経過措置)

2 第2条（前項第3号及び第5号に掲げる規定を除く。）の規定による改正後の高知県税条例（次項において「新条例」という。）付則第5条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

3 新条例第32条の2第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の高知県税条例（附則第6項において「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

5 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び3号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第1項第3号に掲げる規定による改正前の高知県税条例（附則第7項において「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(法人の事業税に関する経過措置)

6 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、3号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

7 3号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が3号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法

人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(県たばこ税に関する経過措置)

8 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

9 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

(高知県税外収入金の延滞金徴収条例の一部改正)

10 高知県税外収入金の延滞金徴収条例(昭和39年高知県条例第19号)の一部を次のように改正する。

付則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例の一部改正)

11 高知県歯科衛生士養成奨学金貸付け条例(平成30年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「を含む。)(法)を「(法)に、「を含む。))は)を「を含む。))を含む。))は)に改める。

附則第2項中「平成40年3月31日)を「令和10年3月31日)に改め、附則第5項の見出し中「延滞金)を「延滞利子)に改め、同項中「延滞金)を「延滞利子)に、「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利子特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利子特例基準割合に)に改める。

(高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正)

12 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例(昭和37年高知県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項ただし書中「を含む。)(法)を「(法)に、「を含む。))は)を「を含む。))を含む。))は)に改める。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利子特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利子特例基準割合に)に改める。

(高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例の一部改正)

13 高知県医師養成奨学金貸付金等貸与条例(平成19年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成39年3月31日)を「令和9年3月31日)に改め、附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞金特例基準割合に)に改める。

(高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部改正)

14 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例(平成20年高知県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日)を「令和4年3月31日)に改め、附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利子特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利子特例基準割合に)に改める。

(高知県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部改正)

15 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例(平成5年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利子特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利子特例基準割合に)に改める。

(高知県産業人材定着支援基金条例の一部改正)

16 高知県産業人材定着支援基金条例(平成28年高知県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利子特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利子特例基準割合に)に改める。

(高知県夢・志チャレンジ基金条例の一部改正)

17 高知県夢・志チャレンジ基金条例(平成28年高知県条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利子特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利子特例基準割合に)に改める。

(高知県獣医師修学資金貸与条例の一部改正)

18 高知県獣医師修学資金貸与条例(平成4年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞利息特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年)を「その年)に、「特例基準割合に)を「延滞利息特例基準割合に)に改める。

(高知県工業用水道条例の一部改正)

19 高知県工業用水道条例(昭和41年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合)を「に規定する平均貸付割合をいう。))」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削

り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第35号

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例（平成27年高知県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第36号

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年高知県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「(9)の2の項」を「(9)の4の項」に改める。

別表第1の(6)の項中「高等学校等」を「高等学校等（県外の高等学校等を含む。）」に改め、同表(7)の項中「高等学校等を」を「高等学校等（県外の高等学校等を含む。）を」に改め、同表(8)の項中「経済的理由から授業料の納付が困難となった」を削り、「対する授業料減免措置」を「対して授業料等減免措置」に改め、同表中

(9)の2 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
----------	--

を「

(9)の2 知事	県が実施する私立の高等学校等の専攻科に在学する生徒であ
----------	-----------------------------

	って低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の3 知事	県が実施する私立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(9)の4 知事	県が実施する私立の小中学校等に在学する児童生徒であって低所得世帯に属するものに対する教育に係る経済的負担の軽減に要する費用に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表(15)の項中「国公立の高等学校等」を「県立高等学校又は国公立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）」に改め、同表(16)の項中「高等学校等を」を「高等学校等（県外の高等学校等を含む。）を」に、「再び」を「再び県立高等学校又は」に改め、同表中

(18) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------------	--

を「

(18) 教育委員会	県が実施する県立高等学校に在学する生徒であって高等学校等就学支援金が支給されないものに対する県立高等学校の授業料又は受講料に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(18)の2 教育委員会	県が実施する県立高等学校又は公立の高等学校の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する授業料に係る支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
(18)の3 教育委員会	県が実施する県立高等学校又は国公立の高等学校等（県外の高等学校等を含む。）の専攻科に在学する生徒であって低所得世帯に属するものに対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第37号

高知県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第31条の2第2項第55号中「第13条第10号」を「第13条第11号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第38号

高知県安心こども基金条例の一部を改正する条例

高知県安心こども基金条例（平成21年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「拡充等」を「拡充等及び幼児教育・保育の無償化の円滑な実施」に改める。

附則第2項中「平成33年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第39号

高知県家畜保健衛生所条例の一部を改正する条例

高知県家畜保健衛生所条例（昭和25年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表中「農業保険法施行規則第117条第1項及び第166条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件（平成30年10月農林水産省告示第2154号）」を「平成30年10月農林水産省告示第2154号（農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件）」に改める。

別表第3の2の項を次のように改める。

2 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射又は薬浴	家畜注射薬浴手数料	
ア 豚熱に係るもの		1件につき300円
イ 豚熱に係るもの以外のもの		1件につき1,100円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月14日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第40号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第53条の表5の項中「第20条の2第13項又は第38条の4第22項」を「第20条の2第14項又は第38条の4第24項」に改め、同表7の項中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。